

1 施設について

名称	出雲市総合体育館
構成施設	メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、会議室、憩いの広場
位置	出雲市西林木町 207 番地 1
使用期間	通年
使用時間	9時から22時まで

2 使用料について

区分	使用区分	基本使用料			使用料の特例	摘要			
メインアリーナ	占有使用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	一般	(全面使用) 3,040円/1時間	・2分の1、3分の1又は4分の1を使用する場合は、全面使用料にそれぞれ2分の1、3分の1又は4分の1を乗じて得た額とする。 ・営利を目的として使用する場合は、基本使用料の20割相当額を加算する。	・メインアリーナの個人使用は、個人使用開放日に限る。		
				高校生	2,400円/1時間				
			中学生以下	2,000円/1時間					
		入場料を徴収する場合		6,080円/1時間					
	占有使用	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	一般	(全面使用) 6,080円/1時間				
				高校生	4,800円/1時間				
				中学生以下	4,000円/1時間				
	入場料を徴収する場合		12,160円/1時間						
	個人使用	120円/1時間/1人							
	冷暖房使用	10,000円/1時間							
照明使用	2/3灯		300円/1時間						
	全灯		600円/1時間						
サブアリーナ	占有使用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	一般	(全面使用) 1,520円/1時間	・片面使用は全面使用料の2分の1の額とする。 ・営利を目的として使用する場合は、基本使用料の20割相当額を加算する。	・サブアリーナの個人使用は、個人使用開放日に限る。		
				高校生	1,200円/1時間				
			中学生以下	1,000円/1時間					
		入場料を徴収する場合		3,040円/1時間					
	占有使用	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	一般	(全面使用) 3,040円/1時間				
				高校生	2,400円/1時間				
				中学生以下	2,000円/1時間				
	入場料を徴収する場合		6,080円/1時間						
	個人使用	120円/1時間/1人							
	冷暖房使用	2,400円/1時間							
照明使用	2/3灯		120円/1時間						
	全灯		180円/1時間						

多目的室	占有使用	(全面使用) 1,500 円/1 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 分の 1 又は 3 分の 2 を使用する場合は、全面使用料にそれぞれ 3 分の 1 又は 3 分の 2 を乗じて得た額とする。 ・ 営利を目的として使用する場合は、基本使用料の 20 割相当額を加算する。 ・ 冷暖房装置を使用する場合は、基本使用料の 3 割相当額を加算する。
会議室	占有使用	(全面使用) 2,540 円/1 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 分の 1、4 分の 2 又は 4 分の 3 を使用する場合は、全面使用料にそれぞれ 4 分の 1、4 分の 2 又は 4 分の 3 を乗じて得た額とする。 ・ 営利を目的として使用する場合は、基本使用料の 20 割相当額を加算する。 ・ 冷暖房装置を使用する場合は、基本使用料の 3 割相当額を加算する。
憩いの 広場	占有使用	200 円/1 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利を目的として使用する場合は、基本使用料の 20 割相当額を加算する。
附属設備	放送設備	2,000 円/1 日	
	湯沸設備	500 円/1 日	
	シャワー	110 円/1 回	

備考

- 1 1 時間に満たない端数を生じた場合は、1 時間として計算する。
- 2 算出した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 3 上記に定めのないものについては、市長が別に定める。